

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（指定の申請手続）	（指定の申請手続）
第二条 法第四条第三項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る美容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。	第二条 法第四条第三項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。	
一〇十四 （略）	一〇十四 （略）	一〇十四 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）	2・3 （略）
（削る）	4 厚生労働大臣は、法第四条第三項に規定する指定をしたときは、当該指定を受けた美容師養成施設所在地の都道府県知事に指定した内容を通知しなければならない。	第五条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならぬ。
（変更等の承認）	（変更等の承認）	（変更等の承認）
第五条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならぬ。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を	第五条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならぬ。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を	

2 (略)

通知しなければならない。

3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

一〇四 (略)

(指定養成施設廃止後の書類の保存)

第六条 指定養成施設が廃止される場合において、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を適切に保存することができる者がいないときは、当該指定養成施設所在地の都道府県知事が、当該書類を保存しなければならない。

(変更の届出)

第七条 指定養成施設の設立者は、第二条第一項第一号、第二号、第三号、第五号、第六号（学級数に関する部分に限る。）、第七号、第八号、第九号（教科課程に関する部分に限る。）、第九号の二、第十号若しくは第十一号若しくは同条第三項に掲げる事項又は通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

一〇四 (略)

(指定養成施設廃止後の書類の保存)

第六条 指定養成施設が廃止される場合において、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を適切に保存することができる者がいないときは、厚生労働大臣が、当該書類を保存しなければならない。

(変更の届出)

第七条 指定養成施設の設立者は、第二条第一項第一号、第二号、第三号、第五号、第六号（学級数に関する部分に限る。）、第七号、第八号、第九号（教科課程に関する部分に限る。）、第九号の二、第十号若しくは第十一号若しくは同条第三項に掲げる事項又は通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設立者は、第二条第一項第四号の二又は第六号に掲げる事項について変更（生徒の定員を減ずる場合に限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（収支決算等の届出）

第八条 指定養成施設の設立者は、毎年七月三十一日までに、次の事項を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一・二 （略）

（入所及び卒業の届出）

第九条 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第十二条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

2 指定養成施設の設立者は、第二条第一項第四号の二又は第六号に掲げる事項について変更（生徒の定員を減ずる場合に限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収支決算等の届出）

第八条 指定養成施設の設立者は、毎年七月三十一日までに、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一・二 （略）

（入所及び卒業の届出）

第九条 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第十二条 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十二条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設が第三条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設立者が第五条の規定による指示に従わないと、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないと若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。

2 (略)

(指定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第三条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設立者が第五条の規定による指示に従わないと、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないと若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。

2 (略)